

平成 28 年熊本地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険失業給付を受給している方が、地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出は不要です）。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、来所日の前日までの失業の認定を一括で行います。

※やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。)

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

熊本労働局管内ハローワーク一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定部 職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階	096-211-1703
ハローワーク熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城 (出張所)	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 395	096-282-0077
ハローワーク八代	〒866-0853 八代市清水町 2-67	0965-31-8609
ハローワーク菊池	〒861-1331 菊池市隈府 771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	〒865-0064 玉名市中 1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	〒863-0050 天草市丸尾町 16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町 1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋 266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3	0967-22-8609
ハローワーク水俣	〒867-0061 水俣市八幡町 3-2-1	0966-62-8609

※下記QRコードより、熊本労働局HPへアクセスできます。

